

## さいたま市告示第71号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和8年1月21日

さいたま市長 清水勇人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市浦和区東高砂町11番1号
- (2) 名称 さいたま市営浦和駅東口駐車場

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都港区東新橋2丁目3番17号
- (2) 名称 株式会社J. フロントプライムスペース
- (3) 代表者 代表取締役 森田 幸介

### 3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで